

第 4 2 9 回佐賀地方最低賃金審議会

1 . 日 時 令和 3 年 8 月 26 日 (木) 10 時 00 分 ~

2 . 場 所 佐賀第 2 合同庁舎 共用大会議室

3 . 出席者

公益委員

安 德 弥 生
甲 斐 今日子
富 田 義 典
松 本 さぎり
安 永 治 郎

労働者代表委員

草 場 薫
草 場 義 樹
小 池 和 明
矢ヶ部 教 馬
吉 岡 保 博

使用者代表委員

江 島 秋 人
八 谷 浩 司
平 野 智 子
淵 上 正 樹
松 永 智 彦

事務局

労働局長

加 藤 博 之

労働基準部長

川 辺 博 之

賃金室長

野 村 徹 哉

賃金指導官

河 野 有 美

賃金指導官

それでは定刻になりました。

審議に入ります前に、事務局からご報告をいたします。本日は、15名全員の委員の皆様がご出席であり、本審議会が最低賃金審議会令第5条第2項に規定されている、定足数の10名に達していることをご報告いたします。

それでは、会長、議事の進行をお願いいたします。

富田会長

皆様おはようございます。

ただ今から「第429回佐賀地方最低賃金審議会」を開催いたします。

議事次第の(1)「佐賀地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」ということで、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

資料の1ページから3ページになります。8月24日に佐賀県労働組合総連合の方から、異議の申立がございました。異議申立書はこの1件となっております。

以上です。

賃金指導官

それでは、局長から会長へ「諮問文」をお渡しさせていただきます。

(諮問文手交)

(各委員へ諮問文(写)を配付)

富田会長

では、事務局から「諮問文」の朗読をお願いします。

賃金室長

佐労発基 0826 第1号
令和 3年 8月 26日

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田義典 殿

佐賀労働局長
加藤博之

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、令和3年8月24日付けをもって、佐賀県労働組合総連合代表者北野修から最低賃金法第11条第2項の規定により異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

以上です。

富田会長

ただ今、局長から本審議会に「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」の諮問がございました。それでは、異議の申出の内容について、調査審議をいたしたいと思えます。

まず、申出の内容につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

賃金室長

異議申立につきましては、先ほど説明したとおり1ページ以降に付いております。全部読むのは長いので、一番強調しておきたいところを聞いておりますので、その部分について抜粋して読ませていただきたいと思います。

「異議申立書」

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている委員の皆様には心から敬意を表します。

しかし、私どもは憲法が保障する健康で文化的な生活をするために、最低賃金は今すぐ1,000円以上、段階的に1,500円に引き上げること。あわせて佐賀県から都市への人材流出に歯止めをかけるためにも格差を是正するに値する引き上げが必要と考えます。

よって本年8月10日付け、「佐賀地方最低賃金審議会に関する公示」に関し、以下のとおり異議を申し立てます。

「申出の内容」

1. 本年の佐賀県の最低賃金額を1時間821円とすることに不服であること。
2. 貧困と格差に歯止めをかけるため時間額1,000円以上とすること。
3. 最低賃金引上げにあたって、政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させることを求めること。

「申出の理由」

1. 中央最低賃金審議会（以下、中央審議会）が 28 円という過去最高の目安額を示し、全国 40 都道府県が目安額通りの改定をするなか、プラス 1 円の有額答申されたことは歓迎いたします。

しかし、今回のプラス 1 円は全国最下位を脱することが念頭に置かれており、福岡や都市との格差を解消し、人口流出など地域社会の衰退に歯止めをかけるには不十分です。ということが、書かれておりました。

2. 日本国憲法第 25 条は「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。2 項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とし、（中略）

しかし、今回出された答申では、一ヶ月（中央審議会が用いている月 173.8 時間）142,689 円、一年間働いても 171.2 万円にしかなりません。可処分所得の総所得に対する比率（0.847）を乗じると実際の生活費は月額 12 万円程度です。

私どもが 2019 年 12 月に発表した佐賀県最低生計費試算調査では佐賀市内で若者（25 歳・単身）が「ふつう」に暮らすためには月額 241,972 円（女性 242,732 円）必要であるという結果となりました。もし時給 821 円でこの賃金を得ようとするなら、過労死ラインを優に超える 294 時間以上の労働が必要となります。ということが、書かれておりました。

3. コロナ禍によって、改めて最低賃金の重要性が明らかになりました。医療、介護、保育、学童、警備など県民の命や暮らしを支えているエッセンシャルワーカーの多くが非正規労働者であり最低賃金近傍で働いています。（中略）

とりわけ福岡県境の医療、介護現場では福岡と比べ賃金が低いため募集しても人が集まらず、過重労働が常態化し労働者は悲鳴を上げています。接続可能な地域社会を築いていくために支援金など一時的な手当だけでなく最低賃金の大幅引き上げが必要です。

4. 経営者の皆様におかれましては新型コロナウイルスが蔓延するなか、政府の支援策を活用し、事業の存続と雇用の維持に懸命に努力されていることと思います。最低賃金法第 1 条にある「国民経済の健全な発展」の観点から、今こそ中小企業支援策の抜本的改善が必要です。（中略）

いま必要なことは、最低賃金を引き上げることで、県内のどの産業、職種が危機的な影響を受けるのか、また、その産業がどういった状況下に置かれているのか明らかにし、より踏み込んだ中小企業支援策を政府に要望することと考えます。佐賀審議会としても、その立場から、政府・厚生労

働省・関係各機関に対して、年間2,361億円しかない中小企業対策費の抜本的な増額と有効な支援策を求めることを要望して異議申し立てとします。

以上、8月24日付けでいただきました、佐賀県労働組合総連合の異議申立書の概要です。

事務局からは以上です。

富田会長

ありがとうございました。

佐賀県労働組合総連合からの異議申立書につきまして、ただ今の説明について、皆様からご意見はございませんでしょうか。

江島委員

今回の最低賃金に関しては、ぎりぎりの議論をした中で、こちらの支払能力の観点からすると、到底考えられないです。

以上です。

富田会長

ありがとうございます。

そのほか、労働者側の委員の方はいかがでしょうか。

(意見なし)

富田会長

それでは、確かに申立書の中にはなかなか重要な設問も含まれてはいると思いますけども、審議会としては、十分に審議を尽くしてその結果決まったものであって、特に決定を変更する必要はないと考えますけれども、いかがでしょうか。

(異議なし)

富田会長

それでは、答申を特に見直す必要はなく、答申どおり決定することが適当であるとしてよろしいでしょうか。

各委員

はい。

富田会長

それでは、事務局で「答申文」の案を準備し配付をお願いします。

(答申文(案)配付)

それでは、「答申文」案の朗読をお願いします。

賃金室長

事務局から朗読させていただきます。

令和3年8月26日

佐賀労働局長

加藤 博之 殿

佐賀地方最低賃金審議会

会 長 富田 義典

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和3年8月26日貴職から、8月10日付け佐賀県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する佐賀県労働組合総連合からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和3年8月10日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

富田会長

皆さん、この「答申文」でよろしいでしょうか。

各委員

はい。

富田会長

異議がないということで、「答申文」の案を削除し、当審議会の意見として、佐賀労働局長へ答申をいたします。

(答申文手交)

それでは、今後の手続き等につきまして、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

今後の手続きにつきまして、本日から官報公示の手続きに入ります。順調にいけば、9月6日月曜日に官報公示されまして10月6日水曜日に、新しい最低賃金の効力が発生することとなります。

ちなみに、最低賃金専門部会につきましては、佐賀地方最低賃金審議会専門部会運営規程第9条に基づきまして、異議の申出期間は昨日で終了しましたということから、最低賃金専門部会は廃止するということにいたしたいと思えます。

以上です。

富田会長

今、説明がありましたような手続きとなります。

それでは、以上が議事次第(1)でございまして、次に、議事次第(2)「令和3年度佐賀県特定最低賃金の改正の必要性の有無について」に移りたいと思えます。

まずは、諮問を受けるという形なのでその説明を事務局からお願いします。

賃金指導官

事務局の方からご説明をさせていただきます。

特定最低賃金の改正申出につきまして、7月9日付けで「電気機械器具製造業関係」、7月21日付けで「一般機械器具製造業関係」、7月21日付けで「陶磁器・同関連製品製造業」の特定最低賃金改正の申出が提出されております。この3件の申出につきましては、事務局で審査を行いまして受理いたしましたのでご報告いたしますとともに、3件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、佐賀労働局長から本審議会へ諮問をさせていただきます。

(諮問文手交)

(諮問文(写)配付)

富田会長

それでは、事務局から「諮問文」の朗読をお願いします。

賃金室長

まず、「一般機械器具製造業関係」から読み上げます。

佐労発基 0826 第 2 号

令和 3 年 8 月 26 日

佐賀地方最低賃金審議会

会長 富田義典 殿

佐賀労働局長

加藤 博之

佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（諮問）

令和 3 年 7 月 21 日付けをもって申出代表者 U A ゼンセン佐賀県支部長俣野勝敏から最低賃金法第 15 条第 1 項の規定に基づき、佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業最低賃金（平成 20 年佐賀労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

続きまして、「電気機械器具製造業関係」を読み上げます。

佐労発基 0826 第 3 号

令和 3 年 8 月 26 日

佐賀地方最低賃金審議会

会長 富田義典 殿

佐賀労働局長

加藤 博之

佐賀県電気機械器具製造業関係最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（諮問）

令和3年7月9日付けをもって申出代表者電機連合西九州地方協議会電機佐賀地域協議会議長古賀敬宏から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業最低賃金（平成20年佐賀労働局最低賃金公示第3号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

続きまして、「陶磁器・同関連製品製造業」を読み上げます。

佐労発基 0826 第4号
令和3年 8月26日

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田義典 殿

佐賀労働局長
加藤 博之

佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（諮問）

令和3年7月21日付けをもって申出代表者セラミックス産業労働組合連合会西九州地方本部執行委員長草場薫から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金（平成21年佐賀労働局最低賃金公示第4号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上です。

富田会長
ありがとうございました。

ただ今、朗読いただきましたように、特定最低賃金 3 業種の改正の必要性の有無について諮問がございましたので、調査審議をいたしたいと思います。

まず、産業ごとに改正申出の趣旨について、労働者代表委員から申出の趣旨を説明していただき、続きまして事務局から申出の概要の資料の説明をしていただきます。

3 業種それぞれの資料と資料に関わる質問を受け付けまして、その後に、少し時間を取り改正決定の必要性の有無の審議を行う手順で進めたいと思います。

よろしいでしょうか。

各委員

はい。

富田会長

それではまず、「一般機械器具製造業関係」の労働者側から申出の趣旨説明をお願いいたします。

小池委員

ここに記載しておりますとおり、一般機械の最低賃金について、改正申出の概要のとおり申出がありまして、提示しております組織の人数の 3 分の 1 を入れて提出をしております。

申出の理由として、1 番に書いておりますが、適用を受ける労働者の概ね 3 分の 1 以上の合意であります。

特に 2 番目の、一般機械器具製造業の労働者につきましては、日本の製造業の海外流出から日本産業の雇用の確保です。更には、海外との賃金の格差について、日本全体の賃金の水準が低いということも言われますし、地方最低賃金もそういう理屈で上がっておりますけど、一般機械については特に日本の製造業として、やはり労働条件を良くして海外への流出を防ぐ、更には、九州の佐賀においても、地場産業の確保と維持のためにもやはり一般機械の賃金については、上げる必要があるという認識であります。

今回の上げ幅については、最低賃金の伸びに連動して当然それに比例して上げるべきだという理由であります。

以上でございます。

富田会長

それでは、事務局から関係資料の説明をお願いします。

賃金室長

資料の4ページ以降に、一般機械器具製造業に関する資料を付けさせていただきます。

4ページが、「令和3年度特定最低賃金の改正申出の概要」となっております。

適用労働者数として4,180人、適用事業所数161、申出労働者数が1,496人で、35.79%ということになります。申出の理由2点書かれておまして、申出の理由1として、当該特定最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の合意をもってということで、申し出にあたっては概ね3分の1以上の合意という要件がある訳ですけども、それは満たされておりますということになります。

一般機械器具については、公正競争ケースということで提示されております。公正競争ケースというのは、事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について最低賃金を設定することが必要であることを理由とする申出ということになっております。

申出の理由については、先ほど小池委員から説明していただきました、2番に書いてあるとおりです。

申出者は、U A ゼンセン佐賀県支部支部長俣野勝敏さんとなっております。

2の申出労働者の内容として、先ほど参考に申出労働者が1,496人と説明しましたけれども、内訳は労使協定が2組合201人、機関決定11組合1,048人です。機関決定とは何かと申しますと、最低賃金に関する決定を申出者に委託した組合、というのが機関決定となっております。

次に個々の労働者ということで、労働組合には属していないけれども、そういう合意をしましたという方が247人で、合計1,496人になりまして、3分の1以上の合意がありますという内容になっております。

資料の6ページをご覧くださいですが、平成23年度から令和2年度までの「一般機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧」を付けさせていただきます。一昨年の令和元年度は黒丸でしたが、それ以外は全部白丸になっております。昨年は、専門部会を4回開きましたということになっております。発効日が、令和2年12月19日になっておりました。

次に7ページをご覧ください。地方最低賃金審議会の時にも提出しましたが、**「賃金階級別労働者分布(機械)」**令和3年度ということで、今年の夏実施しました**「最低賃金に関する基礎調査」**の結果をまとめた、特定最低賃金対象産業の最新のデータを付けさせていただきます。見ていただければ一

目瞭然ですが、現行最低賃金額 870 円で未満率は 2.6% であるということが一番上に書かれております。

左の金額の 870 円に色が付いておりますが、これが現行の最低賃金額でこれより上にあるのが未満ということで、下は以上ということになります。

8 ページをご覧いただきたいのですが、今説明しました分布を見やすいように横の棒グラフにしたものでございます。856 円以下が 71 人いるということで、下の方に高い層がありますというようなグラフになっております。

最後に 9 ページをご覧いただきたいと思っております。「鉱工業生産指数の推移(一般機械工業)」を載せさせていただいております。これは、平成 27 年を 100 とした数字ということで、佐賀県を見た場合に、全国と同じように年で見ただけの場合は、令和 2 年については、製造工業も生産用機械工業も汎用機械工業も 100 を下回っているような数字になっております。

その下の、令和 2 年 1 月から令和 3 年 5 月までの全国と佐賀県の数字と生産用機械と汎用機械の数字はここに書いてあるとおりでございます。

事務局からの説明は以上です。

富田会長

どうもありがとうございました。

以上の説明につきまして、何かご質問等がございましたらお出しください。

(質問なし)

富田会長

よろしいですか。

それでは、続きまして「電気機械器具製造業関係」について、労働者代表委員から申出の趣旨説明をお願いいたします。

○ 矢ヶ部委員

はい。

「電気機械器具製造業関係」の趣旨説明については、矢ヶ部の方から主張点等を含めてお願いということで、私の方から話をさせていただきます。

まずは 10 ページにもありますように、申出理由としましては、適用労働者数が 7,000 人に対して申出労働者数が 4,255 人ということで、60.8%の申出者数になっておりますので概ね 3 分の 1 以上は達していることを、まずは申し上げておきたいと思っております。

あと、今年の多くの加盟組合においても特定最低賃金を 500 円引き上げて、164,500 円というような行動も取ってきましたので、そういったところに如何に近づけるかというところも主張点のひとつであります。

また、特定最低賃金については、新型コロナウイルスから受ける影響の大きさが産業や業種によって大きく異なるような状況下であるからこそ、当該産業の関係労使のイニシアティブで設定されるという性格を持つ特定最低賃金を、当該産業の労使で真摯に話し合っていくことが非常に重要だと考えております。

あと、今回の佐賀県の最低賃金については、すべての労働者に適用されるというセーフティネットであります。特定最低賃金については特定の産業で働く基幹的な労働者の最低賃金であると思っておりますので、やはり地域別最低賃金よりも相対的に高い水準が必要だと考えております。

あと昨年から、同一労働同一賃金とか法律も変わっておりますので、そういったものも含めて特定最低賃金の役割がますます重要になっていると思われれます。

佐賀県においても、3つの産業から特定最低賃金の申出がっておりますが、電気機械に占める割合は7,000人ということで、県内においても主要産業であると考えております。雇用者数のみならず生産額とか出荷額においても他産業と比較してもウエイトが高いと思われれますし、重要な役割を担っていると考えておりますので、その点も含めて必要性の審議の方をお願いしたいと思っております。

新型コロナウイルスをきっかけに、デジタル社会というのが非常に重要視されております。テレワークとかウェブ会議とか非常に多くなっておりますが、こういった電気が持つ力をこれからも発展させていくために、人材確保も含めて非常に重要であると思っております。

最後にですが、先ほど言いましたように 164,500 円に各組合が引上げを行ったという背景もあります。時間額にしますと 1,061 円ということで、まだまだ電気の佐賀県の最低賃金は程遠い状況ですので、少しでも近づいていけるように審議の機会をお願いしたいと思います。

電気としては以上です。

- 富田会長
では、事務局から資料の説明をお願いします。

- 賃金室長

資料は、10 ページからが「電気機械器具製造業関係」の資料となっております。

適用労働者数については7,000人、適用事業所数73、申出労働者数が4,255人ということで、60.8%になっております。申出の理由として、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1という要件がございますが、これを満たしておりますということでございました。

申出労働者の内容ということで、労働協約に基づくものが7組合、適用労働者数が4,255人ということで適用労働者数が60.8%になりますということになっております。

時間単価については、金額についてはいずれも時間額1,000円を上回っております。

11 ページをご覧いただきたいですが、「電気機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧」ということで、平成23年度から令和2年度までの状況について付けさせていただいております。昨年は、専門部会を3回開きまして答申が10月16日で発効日が12月17日でございました。採決状況は、平成23年以降私が知っている限りでは全部白丸というようなことになっております。

ページをめくっていただいて12 ページをご覧いただきたいですが、これについては、今年の夏に実施した「最低賃金に関する基礎調査」の結果でございます。「特定最低賃金対象産業の賃金階級別労働者分布(電気)」ということで、現行最低賃金額が839円で未満率が6%となっております。825円までの方が、142人と多い数字になっております。

これを棒グラフにしたものが、13 ページに付けております。赤の点線が令和2年度改正最低賃金額の839円でございます。

最後に14 ページをご覧いただきたいですが、電気機械器具工業の鉱工業生産指数の推移を付けさせていただいております。電気については、電気機械工業と情報通信機械工業と電子部品・デバイス工業の3つが佐賀県の鉱工業生産指数として出されておりますが、この3つを見た場合、電子部品・デバイス工業というのが過去5年を見ても今年の水準を見てもよく100を超える指数になっております。

あと、情報通信機械工業の指数が、今年に入って少ない理由について、あれこれ調べましたけれども原因というのが正直なところ、こんなに減っているのにわかりかねました。

電気については以上です。

富田会長

どうもありがとうございました。

以上の説明でご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(質問なし)

富田会長

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして3番目の「陶磁器・同関連製品製造業」について、労働者側から改正決定の申出の趣旨の説明をお願いいたします。

草場薫委員

「陶磁器・同関連製品製造業」を代表いたしまして草場(薫)の方から、一言皆様方に毎年お願いをするような形になりますけれども、よろしく願いいたします。

特定最低賃金の意義と役割については、ひとつは賃金格差の是正、公平、競争の確保、そして2つ目にバリューチェーンの全体の健全な発展に向けた役割、3つ目は、企業の枠を超えた同一労働同一賃金を基本とした均衡待遇の実現に向けた、このような観点から最低賃金の必要性または特定最低賃金の必要性が重要視されているところであります。

私たち陶磁器に関しまして、皆様方にはご支援とご協力を日頃いただいておりますことを、感謝申し上げたいと思います。

ご存じのとおり県内の陶磁器業界は、非常に小さく中小、零細に近いような企業が多く、このコロナ禍においては、非常に厳しい経営環境が続いております。基盤を強くするために、経営者の皆様は様々な試行錯誤をしながら新商品の開発あるいはまた海外への進出、あるいはまた日本国内でのいろいろな催事を行いながら、販路拡大へ経営努力をされておりますけれども、しかしながら、確実な売上げまたは前進にはつながっていないのが現実です。

ご存じのとおり、昨年と今年は陶器市が2年にわたって中止となりました。業界の売上げを、左右するようなイベントが出来なかったことは、非常に経営に及ぼす影響が計り知れないものがあると考えております。

全国の人々の移動制限があり、時短営業あるいは大都市圏での百貨店、大型商業施設への客足の鈍化などがあり、利益をどのように確保するか模索しているところです。昨年より、ネット販売もかなり力を入れながら客足の鈍化をカバーすべく努力はしておりますけれども、未だ売上については2割から3割程度、4割には達していないように聞いております。

そういった中、今私たちにとってどう事業所を守っていくか、企業を守っていくかという、重要な時期にきているのではないかと懸念しており

ます。また、政府の雇用調整助成金を利用、活用した経営は続いておりますが、新卒者や若い人たちの確保ができない問題を抱えております。60歳以降の再雇用者との関連もありますけども、企業としては従業員を多く抱える余裕もなく、このままいけば将来技術の継承、伝承がなかなか難しくなるのではなからうかという懸念もしております。

ここ10年15年を紐解いて見ますと、労働者の平均年齢が30歳後半から40歳前後で推移していたのが、ここ10年で40歳後半から50歳代を突破している企業が多くなってきています。このようなことから将来の10年を見据えると若い人たちがいない産業になってくるのではないかという心配もしております。

今現在働いている若い人たちの声を聞くと、将来に希望が持てないとか安心して働けないとかそういった不安を、声を上げる若い人たちの人数が増えてきているのも事実です。

労働力人口の流出などの話が出てきますけども、私たち業界については、懸念材料の唯一の問題でもあります。

そして、よく支払能力という話も出てきますが、労働者にも支払能力の差があるということを知っていただきたい部分もあります。やはり、生活していくために食料品を皆さん買われると思いますけども、私たち産業が非常に厳しい産業だから、割引しておきますという話は全然ないわけです。医療費、養育費、教育費もそうです。大手だろうが中小、零細だろうが一律に費用は掛かります。産業が違ってでもそういうことは同じ話です。

他の産業と比べて、厳しい環境下に置かれているのは分かっておりますけども、また大きな前進は望んでおりませんけども、よく旅行あるいは飲食のパンフレットあるいはまた雑誌を見ますと、必ず有田の観光施設はマップには載っております。

そういったことから、やはり地場産業であるという自負を持ちながら労働人口の流出を防ぐことは勿論、安心して働けるような環境を整えることを携わる皆様と努力をしていきたいと思っております。不安を抱えつつも守るという思いは、私たち労働者も経営者の皆様も同じだと思っております。

様々な観点より、皆様方のご意見をいただきながら、今後どう陶磁器が地場産業あるいはまた企業、事業所を守っていくのかということ、是非とも話を伺いながら、是非ともこの特定最低賃金の審議を残していただくような協議の場を作っていただくように、お願いをしたいと思っております。

秋の陶器市は目の前に迫ってきていますけども、2年間春の陶器市がなかった分、秋は何とか開催したいという話で有田の方では進んでいます。11月19日から11月23日で、プレとして10月の週末だけですけども土日を含めた日

程で、各有田町内で店を構えておられるところに是非店を開けていただきたい。お客様がみえて、店が開いていないということであれば、当然それだけでも今後、お客様が有田に来てくれないということで、土日だけでも是非ともオープンしていただくような要請を、これは商工会議所の主催になりますので、商工会議所から各店舗への要請が行われるということを知っております。秋の陶器市については、テレビでもコマーシャルを打ち出しながら、是非とも客足を伸ばしていきたいという話も聞いておりますので、是非とも私たちは期待しているところです。

以上です。

富田会長

どうもありがとうございました。

それでは、資料の説明を事務局からお願いいたします。

賃金室長

15 ページ以降に、「陶磁器・同関連製品製造業」の資料を付けさせていただいております。

15 ページは、改正申出の概要ということで、適用労働者数が 1,900 人で適用事業所数が 187、申出労働者数が 728 人ということで、38.3%となっています。申出の理由に書いていますけども、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね 3 分の 1 の合意があるということで申出要件は満たしています、ということです。「陶磁器・同関連製品製造業」につきましては、申出理由に書かれているとおり公正競争ケースということで、一般機械器具製造業と同じ取り扱いになります。

申出労働者の内容については、労使協定が 4 組合で 276 人、機関決定が 5 組合で 317 人、個々の労働者が 135 人という内訳で合計 728 人となっており、要件を満たしております。

16 ページをご覧くださいと思いますが、「陶磁器・同関連製品製造業最低賃金決定状況一覧」で、過去 10 年分を付けさせていただいております。それを見ますと、昨年の専門部会の開催は 1 回でございました。答申日が 10 月 2 日で、発効日が 12 月 2 日でございました。採決状況は、ここにあるように全て白丸ということになっております。金額については、平成 23 年度から令和 2 年度まで地方最低賃金額プラス 1 円ということで、全て決定をしている状況であります。

17 ページをご覧いただきたいと思いますが、今年実施した「最低賃金に関する基礎調査」の結果を取りまとめたものです。現行最低賃金額が1時間793円で、未満率が2.5%と書いてあります。

これを見やすくしたものが、18 ページに付けております、横にした棒グラフで賃金階級別労働者分布です。これを見ますと、やはり793円のところに111人、800円のところには77人と大きな山があります。

最後に19 ページは、「鉱工業生産指数の推移（陶磁器・同関連製品工業）」を付けさせていただいております。これも、平成27年を100としたこの5年間の数字を入れております。平成27年を100とした場合、全て100を下回っております。その下が、令和2年1月から令和3年5月の数字ということで付いておりますが、いずれも100を下回っているのがわかります。

事務局からは以上です。

富田会長

どうもありがとうございます。

それでは、以上の説明につきましてご質問がございましたらお出してください。

（質問なし）

富田会長

それでは、ご質問がございませんようなので、これから、3産業ごとに特定最低賃金の必要性の有無について、審議を行いたいと思います。

ご意見を伺うにあたり、必要であれば一定のお時間控室で調整していただいて結構ですが、いかがいたしましょうか。

使用者側は、お時間取りましょうか。よろしいですか。

使用者側委員

大丈夫です。

富田会長

労働者側は、どうしましょうか。

草場（義）委員

先ほどお願いしたとおりですので、必要性有りをお願いしたいです。

富田会長

それでは、特に時間は必要ございませんか。

各委員

はい。

富田会長

それでは、最初に「一般機械器具製造業関係」につきまして、各委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。どうぞお出してください。

江島委員

まず一つは、現場の方から声が上がったものについても使用者側としては、真摯に受け止めて検討する必要があるだろうということ。それともう一つは、出す側の話をさせてもらおうと、最低賃金の場合には飲食店であるとか宿泊施設であるとかそれに関連する納入業者さんであるとか、そういった業種が非常に心が折れそうな緊急事態にあるということで、大変厳しい状況だったろうと思います。ただ、昨年から今年、景況感はまだら模様だということのも私たちも理解をしております。

そういう意味では、電気機械と一般機械については必要性の余地があるだろうと思います。特に、電気機械と一般機械のそれぞれの賃金の山と、現行の最低賃金との差を見ると、まだやはり数十円開きがあるのかなと思っていますので、最低賃金を審議するというこうした場では、我々使用者側としても、そのことについては注目しなければいけないだろうと思います。金額は別として、審議の必要性はあるだろうなと思います。

ただ、陶磁器については非常に多くの方が最賃に張り付いているという実態なので、先ほど申し上げた議論が成り立たないように思います。

鉦工業生産指数の全体を見ると、3つともそんなにいいという認識は全然ありません。それは金額に影響するところなので、実際には専門部会に入った段階で検討するのかなと思いますが、一般論としては、陶磁器については、これ以上は厳しいだろうと。労働者の声は声として聞くにしても、使用者側としては厳しい状況にあるんだろうなと思います。

電気、一般機械と比較すると、陶磁器の今の経営状況から見ると、検討することにはならないというのが私の考えです。

富田会長

ありがとうございました。

今、江島委員は3部門について言及されましたけれども、まず順序としては

「一般機械器具製造業関係」を議論したいと思いますので、一般機械についてはいかがでしょうか。

(意見なし)

富田会長

よろしいでしょうか。

それでは、「一般機械器具製造業関係」につきましては、改正決定の必要性は有りということで進めさせていただきます。

よろしいですか。

(異議なし)

富田会長

それでは、次に「電気機械器具製造業関係」についてですが、これについてご意見を承りたいと思います。いかがでしょうか。

(意見なし)

富田会長

よろしいでしょうか。

それでは、「電気機械器具製造業関係」につきましても、改正の必要性は有りということで、取り扱わせさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

富田会長

どうもありがとうございます。

では最後に、「陶磁器・同関連製品製造業」につきまして、先ほど江島委員が言及されましたけど、皆様いかがでしょうか。ご意見をお出してください。

草場(義)委員

草場(義)でございます。

先ほどの18ページの労働者分布の棒グラフを見たときに、確かに影響率が良くないということは事実です。ただ、有田焼と波佐見焼というのは、佐賀

県と長崎県になります。今長崎の地方最低賃金は793円ということで有田と一緒にございます。実は地区で見るとほとんど隣同士ということで、地域の方々から見れば波佐見焼の方が有利なイメージがあるのを払拭したい。そういった意味で、今回審議をしていただいてこの中で答えを出していただければと思います。

草場（薫）委員

いいですか。

富田会長

はい。草場薫委員どうぞ。

草場（薫）委員

先ほど非常に陶磁器関係は経営環境が厳しいという話もあって、改正についても非常に厳しいんじゃないかという話もございました。当然、私たち労働者にとっても私にとっても、非常に経営環境が厳しいというのも分かります。

今の適用労働者数も、年々減少している状況です。ほかの産業と比較をしましたが、**「一般機械器具製造業関係」**とは77円、**「電気機械器具製造業関係」**とは46円の差があります。

企業内最低賃金においても、15万円から16万円台というところが**「一般機械関係」**で、そして164,500円を目標にということで**「電気機械関係」**からも話がありましたが、**「陶磁器関係」**ではやっと15万円台に乗るところが出てきているという状況です。

そうしたことから、今後求人を出しても、若い人たちに目を向けられない産業になるのではないかという心配をしています。そういった意味で、どうしても特定最低賃金というのが重要になってくるのではないかと考えております。現役世代でまだ働いておられる方が1,900人いらっしゃいますけれども、当然平均年齢も上がっております。

現状働いている方が卒業してしまえば、あとこの産業で誰が働くのかということもあります。そういった意味で、私たちも是非とも底上げを計っていきたい。一気に**「一般機械」「電気機械」**に並ぼうとは思っておりません。後からでも二歩、三歩遅れてでも、何とかついていって産業を守っていきたい。これは、経営者の方も我々労働者も一緒だと思います。

佐賀県内に、有田工業高校あるいは、佐賀大学もありますけれども、やはりそこで学んで地元に残る方がいない。そしてまた、有田工業高校のセラミックにおいては、定員割れをするような状況で、少子高齢化という問題もあります。

ようけれども、やはり地元で折角そのような専門学校がありながら地元で安心して働けない、親が有田では働かされないという気持ちを持っておられるというのは、非常に私としても残念です。

今後の産業を考えた場合、底上げは是非とも必要ではないかということで、今草場義樹委員からもお話をいただいたとおり、隣町には三河内とか波佐見焼もあります。元祖有田という経営者の皆様も有田で働く人たちも、「やっぱり有田」という感じは持っておられると思います。私たちも一気には無理だということは分かりますけれども、少しずつでも底上げを計っていきたいという趣旨でお願いをしておりました。

以上です。

富田会長

どうもありがとうございました。

皆様、ほかにご意見ございませんでしょうか。

江島委員

佐賀県でいうと最低賃金が29円上がりましたので、どういうふうになるのか、立ち止まって1年間、様子を見たらどうだろうかと思います。

富田会長

皆様、いかがでしょうか。

江島委員の場合は、いろんな材料を持ち寄って議論をすべきであるという趣旨でしょうか。

江島委員

陶磁器に関しては、厳しい状況にある中で29円上乗せされると、更に厳しい状態に陥ることが危惧される中で、更に上乗せしていこうというのは、事業者にとっては大きなダメージになることが心配されるので、今年1年は我慢していただいて、様子を見られてはいかがだろうかと思います。

富田会長

皆様、いかがでしょうか。

ほかの方、いかがお考えになりますでしょうか。

矢ヶ部委員

実際のところ、今陶磁器関係もプラス1円ということですずっと推移はして

いるとは思いますが、今までの経緯も含めて審議の機会だけは設けていただきたいと思っております。

1回になるか2回になるかは分かりませんが、お互いの労使で特定最低賃金のそこだけが唯一の話し合う場ですので、その機会だけは設けていただきたい。江島委員が言われるように、コロナ影響は非常に大きく影響しているのは分かりますが、労使で現状とかを話し合う場を作っていただいて、そこで最終的な金額のお話をして、結果最低賃金に張り付いたとかでもいいとは思いますが、審議の機会だけは必要性は有りをお願いしたいと、私は思っております。

以上です。

江島委員

審議の場を設けるということは、改定をすることが前提になります。ゼロということではなく、1円は必ず上げなければいけません。1円以上上げることを前提に、専門部会が開かれるというふうに私は理解しております。

上げる必要あり、ということで議論をする訳ですから、1円以上必ず上げないといけないということです。上げます、ということで15人全員が考えを一つにしているにも関わらず、0円になることはないです。

だから、審議の場を設けたいということとは分からなくはないですが、設けるということは上げるということです。そういうふうに、私は理解していません。

草場（薫）委員

反発ではないですが、過去に平成28年度から20円台の最低賃金の改定の目安が出ながら、プラス1円ということでここ4年間きておりました。昨年は2円で決定しましたが、この二桁20円台に上がった時でも、非常に影響率の問題で、いろんな委員の皆様から非常に厳しいのではないかと話も、影響率が非常に大きいではないかと話も出ておりましたけども、ここの数字で賃上げアップ率を見ても、その時に有田の「陶磁器・同関連製品製造業」の中に、事業所が一気に半分に激減したとか適用労働者数も半減したとか3分の1になったとか4分の1になったとか、そういった話もありませんでした。影響率が厳しいので心配をしていましたが、何とか経営者の皆様に努力をしていただいてここまで至っているということもあります。

何とか産業を残すという意味では、やはり今過渡期で厳しい状況は今話が出ていることもわかりますけれども、経営者の皆様も何とか働く人たち、若い人たちを確保したいという切実な思いを酌めば、何とか底上げをしていきたいと思っております。

特定最低賃金を残しながら、1円であってでも何とか佐賀県には特定最低賃金が「一般機械」と「電気機械」と「陶磁器」があるということも謳い文句ではないですが、経営者の皆様が求人を出す時にあるいは企業説明会をする時に1つの売りになるのではないかと、私はそういった感じで思っております。

江島委員

「結果的に払えたじゃないか」と思われるかもしれませんが、法治国家で法を守るのは義務です。私たち庶民もそうですけど、法律は守らなければならぬから懐が厳しくても出しているだけであって、それを努力というふうに見るのかどうかは別として、法治国家ですから法律を守らなきゃいけないんです。そのところは、出せたじゃないですかとすり替えられるのであれば、私は納得いきません。

いずれにしても、金額審議をするということは、上げることを前提にするということで、審議をしてやっぱり上げないという結論にはならないということです。

富田会長

法律的には、やれば動かすということになるということは確かです。申出要件等についてはクリアされていて、この要件というのは前提なので、その点はクリアされているのは確かです。

あと、どの程度上げるかについては1円必然的に上げるという議論は、ここでは金額審議をやっている訳ではないので難しいですが、1年止まるか、あるいは開いて、のどちらかしかない訳です。

何かご意見がございましたらお出しください。

甲斐会長代理

労働者側からのお願いと共に、その中でも大変厳しいという状況はご説明にありましたけれども、陶磁器産業が、佐賀県の地場産業、伝統産業であるということも踏まえ、江島委員さんがおっしゃることも分かりますけれども、ほかのいいデータは余りないと思いますが、今日ここに出されているものだけで判断してしまうというよりも、そういう部会を開けるものであれば部会を開いて様々な現場の、逆に言うと使用者側の方の現場の方のご意見も聞きながら、決めるということも必要ではないかと思しますので、陶磁器産業につきましても開催するという方向で何とかできないでしょうかと私は思います。ほかの要素も見てみたいという気持ちもございます。

富田会長

なかなか悩ましいところで、少なくとも議論の場というのはこの場ではなかなか出てこない資料も当然出てくるし、あと委員の顔ぶれもより現場に近い方々が出てこられるはずなので、少なくとも審議の場を設ける、これはより地場産業が苦境に立っているが故に必要なと思う訳です。

それで、そこがどういう金額になるのかとか、江島委員がおっしゃっている法的要件というわけではないですが、開いた以上は、というふうにそこは確かにそのように捉えるのか知れませんが。

江島委員

改定の必要性ありとなったら、0円は改正にはなりません。

富田会長

事務局からお願いします。

賃金室長

改正決定の「必要性の有無」については、原則全会一致で決めましょうということになっておりまして、全会一致ということになれば、当然江島委員のおっしゃるように1円上げましょう、というようなことが原則、ということです。

富田会長

今、全会一致が原則だということなので、できれば。

江島委員

審議会か。専門部会はいいいのか。どう違うんですか。

賃金室長

「必要性の有無」については、原則全会一致の必要が有りますということです。

富田会長

それで投票するのはおかしいから、全会一致だと思います。無理やり投票というのは有り得くはないですが、それはちょっとおかしいと思うんですよ、ルールの話だから。

だから、公益委員としては投票にする訳にいきませんので、会長としては、

という言い方になりますけれども、できれば皆様「有無」については要件も満たしておりますので、「改正決定の必要性有り」ということでお願いしたいですが、もしそれがだめであれば、また考えるということにしますが、いかがでしょうか。

私としては、皆様に「必要性有り」の方でご賛同いただけないかなと思いますがお願いしたいですが、いかがでしょうか。

草場（薫）委員

是非お願いします。

富田会長

不満の方もおられるかも知れませんが、地場産業は確かに大事で、良く地方最低賃金の議論にも出てきますけど、経済って雰囲気で決まることが非常に大きいので、やっぱり有田の雰囲気に影響を多少とも与えることは恐らく間違いないので、開かせていただきたいと思います。

甲斐会長代理

同じくお願いしたいですけれども。

江島委員

開くばかりではなくて、公益委員としては、やっぱり今の産業に対する諸々の状況を見たら、上げるべきというご判断です、ということで、理解しております。

富田会長

それは、確かにさっきの事務局からの説明から考えると、そういう言い方になるかも知れないですけど、まずはとにかく。

江島委員

そういうふうに理解していいんですね。

富田会長

1点に絞ればそうなんですけれども。

江島委員

「必要性有り」とおっしゃるのであれば、そうですね。

富田会長

何の前提もなく、はい上げる必要がありますよというつもりはないですよ、ニュアンスの問題で。

私のお願いとしては、場を設けるという言い方では正確ではないから、江島委員が言い直したような言い方で提案しているということなんですけど。

江島委員

金額はさておいて、と。

富田会長

いやいや、そういうことではなく。正確にはそうではないですよ。江島委員と事務局が言ったとおりだと思います。

ほかの委員の方で、ご意見ございませんか。

八谷委員

今、「必要性の有無」というお話ですが、仮に「必要性有り」と判断して、特定最低賃金の専門部会の中で、結果、地方最低賃金と同額にしかできないという結果になった場合、それはそれで有効になりますか。

それが有効にならないだったら、ちょっと議論そのものが難しいなあと思うんですが。

賃金室長

お手元にあります、「最低賃金決定要覧」の145ページを見ていただきたいですけども、原則はさっき言ったとおり改正決定については全会一致というのが1つありますが、最低賃金法第16条がございまして、「前条第2項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。」というのがございます。

地方最低賃金を上回る必要があるというのが、最低賃金法第16条に書いてあります。

八谷委員

ということは、専門部会を開いて意見を集めてみた結果、「陶磁器」はやっぱり無理ですよ、という結論は、許されないという判断ですよ。

富田会長

それは、先ほど江島委員が言っているし、事務局が答えたとおりなんですよ。

安永委員

法律の読み方で疑問がありまして、あくまで審議会は諮問を受けて答申をする立場で、改正決定をするのは労働局長です。ですから調査審議の結果改定をしないという判断はあり得るのではないかと。

特定最賃についての専門部会を開いて調査審議をしたけれど、改定をしないというケースはあるんじゃないか、と。開いた以上、上げなくては行けないということではないんじゃないかと、条文を読んで理解しているところなんです。

結果的に地域最低賃金と同じ金額になるにせよ、専門部会を開催した結果、上げないという判断はあり得るのではないかと、と思います。

労働基準部長

事務局から説明をさせていただきます。

実務上と言いますか実際問題として、専門部会を開いて地域別最低賃金と同じ額になったと、つまり0円ということは過去他局ではあり得ます。あり得ますが、ただ、先ほど賃金室長の方から条文を読み上げたとおり、この趣旨というものをご理解いただいたうえで審議をしていただくというところは大前提になっております。

審議をしていただくということは、上回るということ暗に合意するということをもって全会一致というふうに、事務局としては考えているところでございます。

富田会長

地域別最低賃金と同額であるならば、特定最低賃金として発効はしないということになるだけで、仮にそうなった場合に有田では、特定最低賃金は適用されなくて地域別最低賃金が適用される。ただ、特定最低賃金として埋没したけれど廃止するというわけでもなく、その年は埋没しているという扱いになります。

だから、まず審議をしてみるということが一番大事な事ですが、それに最初から留まるという形で、専門部会を開くことはできないのではないかと思います。

なので、もう一度使用者側委員の皆様をお願いですけど、前提は議論すればいいということではなくて、確かに金額を動かすという意味で賛同願えないでしょうか。

八谷委員

ここにいる使用者側委員全員、窯業に携わっていないんです。特定最低賃金の専門部会には窯業のエキスパートがおられますが、ここでは現場感覚がわからない状況での判断になります。ただ専門部会を開くことによって、1円以上改定という違いが出てくる。さきほどの過去0円という例がないわけではない、というのであれば、私は現場の意見をしっかり聞いた上で判断するほうがいいのではないかと思います。

法的な建て付けがクリアになるのであれば、専門部会を開催することはやぶさかではないと思います。

江島委員

いずれにしても、草場委員の熱い思いを、1円を前提に議論をしましょうよ、と。労働者の方の熱い思いを、使用者側としても1円を前提に。

でも八谷委員が言ったように、1円にならない可能性がありますよね。この場面難しいですよ。

富田会長

今、江島委員がおっしゃったことはもっともで、私たちは繰り返しませんけれども、それで「改正決定の必要性」については「有り」でよろしいでしょうか。

使用者側委員

はい。

富田会長

ありがとうございます。

労働者側委員

ありがとうございます。

富田会長

それでは「陶磁器・同関連製品製造業」に関しても「改正決定の必要性有り」

ということで答申させていただきます。少し時間がかかりましたけども、ありがとうございました。

では、「一般機械器具製造業関係」「電気機械器具製造業関係」「陶磁器・同関連製品製造業」の3件について、「改正決定の必要性が有り」ということで答申をさせていただきます。

事務局から「答申文」案の配付をお願いします。

(答申文(案)配付)

富田会長
事務局、朗読をお願いします。

賃金室長
「答申文」案を読み上げます。

令和3年8月26日

佐賀労働局長
加藤 博之 殿

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田 義典

佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金の改正決定の
必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和3年8月26日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、「改正決定することを必要と認める。」との結論に達したので答申する。

引き続きまして、「電気機械器具製造業関係」を読み上げます。

令和3年8月26日

佐賀労働局長
加藤 博之 殿

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田 義典

佐賀県電気機械器具製造業関係最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年8月26日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、「改正決定することを必要と認める。」との結論に達したので答申する。

続きまして、「陶磁器・同関連製品製造業」を読み上げます。

令和3年8月26日

佐賀労働局長
加藤 博之 殿

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田 義典

佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年8月26日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった佐賀県陶磁器・同関連製品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、「改正決定することを必要と認める。」との結論に達したので答申する。

以上です。

富田会長
どうもありがとうございます。
ただ今の答申文の案でよろしいでしょうか。

各委員

はい。

富田会長

どうもありがとうございます。

ご異議がないようですので、「答申文」の（案）を消していただき、これから佐賀労働局長へ答申いたします。

（答申文手交）

事務局からお願いします。

賃金室長

それでは、「改正決定の必要性有り」との答申をいただきましたので、引き続き、金額改正にかかる諮問をさせていただきます。

（諮問文手交）

（諮問文（写）配付）

富田会長

では、事務局から「諮問文」を朗読してください。

賃金室長

「一般機械器具製造業関係」から読み上げさせていただきます。

佐労発基 0826 第 5 号

令和 3 年 8 月 26 日

佐賀地方最低賃金審議会

会長 富田 義典 殿

佐賀労働局長

加藤 博之

佐賀県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いします。

記

佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業最低賃金（平成 20 年佐賀労働局最低賃金公示第 2 号）

続きまして、「電気機械器具製造業関係」です。

佐労発基 0826 第 6 号
令和 3 年 8 月 26 日

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田 義典 殿

佐賀労働局長
加藤 博之

佐賀県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業最低賃金（平成 20 年佐賀労働局最低賃金公示第 3 号）

最後に「陶磁器・同関連製品製造業」を読ませていただきます。

佐労発基 0826 第 7 号
令和 3 年 8 月 26 日

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田 義典 殿

佐賀労働局長
加藤 博之

佐賀県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金（平成21年佐賀労働局最低賃金公示第4号）

以上です。

では、ここで局長からご挨拶を申し上げます。

労働局長

ただ今、「佐賀県労働組合総連合」から提出されました佐賀県最低賃金の改正決定に関する異議申出について、ご審議いただいた結果、「令和3年8月10日付け答申どおり決定することが適当である。」との答申をいただきました。

今年度につきましては、大変難しい審議だったというふうに感じておりますが、委員の皆様におかれましては、7月2日の諮問以降、本日まで、熱心にご審議いただきましたことに改めて深く御礼を申し上げます。

佐賀労働局といたしましては、今後、改定佐賀県最低賃金の周知広報及び履行確保に万全を期してまいりたいと考えております。また、業務改善助成金などの各種支援策の活用等によって、中小企業・小規模事業者に対する支援を行うこととしております。

委員の皆様方におかれましても、各界、各方面へのご助言など、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、特定最低賃金でございますが、改正の必要性の有無につきまして、関係労使のイニシアティブを発揮していただき円滑な審議をいただきましたことに、改めてお礼を申し上げます。

これから、特定最低賃金につきましては、専門部会を設けてご審議いただきますが、調査審議においてもイニシアティブを発揮していただき、基本的には全会一致の議決に至ることを期待しているところでございます。引き続き、大変な審議となることは承知しているところでございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

富田会長

ありがとうございました。

ただ今、「一般機械器具製造業関係」「電気機械器具製造業関係」「陶器・同関連製品製造業」に係る最低賃金の改正決定について、諮問がございましたので、特定最低賃金の改正決定について審議を行うこととなります。

今後の進め方について、事務局から説明をお願いします。

○ 賃金室長

最低賃金法第 25 条第 2 項には「最低賃金審議会は、最低賃金の決定またはその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と定められておりますので、本日の諮問を受けて専門部会を各々設置することとなります。

専門部会の委員の人選につきましては、関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員は、候補者の推薦を求めなければならないとされておりますので、推薦公示を本日から 9 月 8 日までさせていただきたいと思っております。

なお、公益を代表する委員の人選ですが、事務局としては、「一般機械器具製造業関係」は富田委員、安永委員、松本委員、「電気機械器具製造業関係」は安徳委員、甲斐委員、富田委員、「陶磁器・同関連製品製造業」は安徳委員、甲斐委員、松本委員にお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

(公益委員の了承を得る)

○ 賃金室長

ありがとうございます。

また、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とされております。

従来から当審議会におきましては、特定最低賃金につきましては、専門部会委員の全会一致で決議された場合にのみ、第 6 条第 5 項の適用をしておりますが、本年度の取扱いについて、ご審議をいただければと思います。

富田会長

今、事務局から説明されたのは、特定最低賃金の専門部会で、全会一致で金額が決定した場合には特に本審を開かないでそれを本審の決定とするとい

う、そういう第6条第5項の適用をするという事です。

今年もそのようなやり方、つまり専門部会で、全会一致で決定された場合には本審を開かない。全会一致ではない場合、基本的に今まで無かった訳ではないですけども、なかった場合には本審を開くということになります。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

富田会長

どうもありがとうございます。

それでは以上が、特定最低賃金の専門部会の設置の部分についての議論でございました。

次に、議題の(3)「その他」ですが、その他につきましては実は、前回の審議会場で草場(義)委員から、今年度の地域別最低賃金の審議に関しまして意見がなされましたので、そのことについて少し時間をいただいて議論をしたいと思います。

草場(義)委員の意見の趣旨なんです、その辺りから事務局に説明をしていただいて、途中、草場(義)委員に補足があれば補足をお願いするという形で、まず事務局の方から、最初の問題提起のところから説明をお願いいたします。

労働基準部長

改めまして、確認という意味合いも込めまして、前回、連合の草場委員の方から問題提起がありました内容について、要旨を私の方から説明させていただきます。

今回の地域別最低賃金の改定の審議過程におきまして、経済4団体から要請書が会長あてに提出されました。この要請書の審議会での位置付けについて整理した上で、今後、このような要請等がなされた場合の取り扱いについて、見解をお示しいただきたい、とこういう趣旨の話があったかと考えております。よろしいでしょうか。

○ 草場(義)委員

はい。

労働基準部長

これにつきまして、まず事務局の方から法制度のご説明と、あとこのようにことに至りました原因について、お話をさせていただきたいと思えます。

まず、お手元に最低賃金法と施行規則の抜粋を用意させていただいておりますので、これを参照しながら説明を聞いていただければと思えます。

最低賃金の決定又は改正もしくは廃止の決定について、調査審議を行うにあたりまして、関係労働者及び関係使用者から意見聴取を行う手続きにつきましては、最低賃金法第 25 条第 5 項及び第 6 項それから最低賃金法施行規則第 11 条第 1 項及び第 2 項に規定をされております。

この方法につきましては、2 つあります。1 つは、最低賃金法第 25 条第 5 項及び最低賃金法施行規則第 11 条第 1 項の規定に基づきまして、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨、それから、意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は、一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示いたします。この公示をすることにより、意見を求めるものでございませぬ。

この手続きによりまして、今回の審議会において「佐賀県労働組合総連合」及び「一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会」から意見書が提出されまして、これを正式に最低賃金審議会に対する意見として取り扱ったものでございませぬ。

もう 1 つは、最低賃金法第 25 条第 6 項及び最低賃金法施行規則第 11 条第 2 項の規定によりまして、最低賃金法第 25 条第 5 項の意見書によるもののほか最低賃金審議会が審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者を専門部会も含めまして、本審及び専門部会の会議に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見を求めるというものがあつた。

今回、8 月 4 日付けで経済 4 団体から富田会長に手交された「要請書」でございませぬけれども、最低賃金法第 25 条第 5 項の規定に基づき最低賃金法施行規則第 11 条第 1 項に規定された公示によって、期限までに提出された意見書ではございませぬでした。

また、最低賃金法第 25 条第 6 項に基づきまして、最低賃金審議会が必要と認めた意見にも該当しませぬので、最低賃金審議会または専門部会に対する法令に基づく意見として受理されたものではなく、よつてこの「要請書」の位置付けが大変不明確なものになつてしまつたということではございませぬ。

そして、このような結果に至つてしまつた、位置付けが不明確になつた原因といたしまして、事前に事務局に経済 4 団体から要請を行うという旨の連絡がございませぬ。この時に、法令の手続きについて、まず事務局が説明すべきであつたと、この時点で最低賃金法第 25 条第 5 項の意見書の提出期限は過ぎて

おりましたが、ただ、最低賃金法第 25 条第 6 項の意見については、受け付ける余地はございました。その点について事務局の方から、まずきちんと説明をしなかったというところが、問題であったと考えております。

それから、このような申し入れがあったことを審議会に報告いたしまして、最低賃金審議会に必要性ですとか適格性ですとか、ご審議いただくということが必要でありましたが、事務局としてそれを審議会に対してきちんと提案しなかったということが、今回のこのようなことにつながったと言いますか、招いた結果であると考えております。

これは、事務局の不手際で起こった事でございます。この点、審議会に混乱を生じさせてしまったことにつきまして、事務局としてお詫びを申し上げたいと思います。どうも申し訳ございませんでした。

富田会長

今、事務局から労働者側代表委員草場義樹委員の問題提起と経緯と意見書の位置付けについて、説明していただきました。

公益委員としては、この度の経済 4 団体からの要請文については、基本的には法令、この法令とは、皆様にお配りしている最低賃金法と最低賃金法施行規則に謳われているものです。この法令を具体的に言いますと、最低賃金法第 25 条第 5 項と最低賃金法施行規則第 11 条第 1 項にあたるものでもなく、且つ、また最低賃金法第 25 条第 6 項と最低賃金法施行規則第 11 条第 2 項にあたるものでもなかった訳ですが、新聞報道を見ますと、正式な意見書であるととられかねないような紙面になっておりました。その点は、大変残念な結果になってしまったと思っております。反省すべきところがあったというふうに考えております。

今後の対応について申し上げますと、法令に基づかない、これは、今申し上げまして説明し見ていただきました、最低賃金法及び最低賃金法施行規則に謳われているものに認めることになるならば、問題がいくつかあると考えています。一つは、指定公示期間中に提出された意見書の趣旨を軽視してしまうことになりかねないことです。

それから二つ目として、新聞で一部誤解された部分がありましたが、最低賃金審議会及び専門部会が受け取ると取られた場合には、意見書はどんな団体でも出すことは可能ですので、法令の手続きに関係なく、審議中に意見書を出されますと最低賃金審議会及び専門部会の進行に支障が生じ、最低賃金改正の審議に大いに影響を及ぼすこととなります。

三つ目には、法令に基づかない意見等がなされた場合であっても、最低賃金審議会に対して正式な要請が行われたような印象を、世間一般に与えかねないといった弊害が生じることが想定されます。

そのため、今後は最低賃金法施行規則第 11 条第 1 項により公示された期限を過ぎて提出された意見書は、原則として、最低賃金審議会及び専門部会としては取り扱わない、受け取らないことにさせていただきます。

ただし、すべてシャットアウトするわけではなくて、特段の必要性が認められる場合には、「審議に際し必要と認める」ことの可否等について審議を行った上で、最低賃金法第 25 条第 6 項と最低賃金法施行規則第 11 条第 2 項の規定により、受け取ることも審議会としてはあり得ると書いてあります。現実としては受け取らないようにしていますが、特段の必要性が認められる場合には、最低賃金審議会又は同専門部会を招集し、可否を審議し受け取るかどうかを決めることにしたいと思います。全くすべてシャットアウトするわけではございません。最低賃金審議会又は専門部会を開いて、必要があると認められれば受け取ることもあるということです。

それから、最低賃金専門部会において、最低賃金法第 25 条第 5 項に該当しない意見を、同法同条第 6 項の「意見」として取り扱うことを決定した場合には、おって最低賃金審議会に、団体等が当該意見を行うに至った経緯及び意見の要旨並びに最低賃金専門部会が当該意見を取り扱うこととした理由について、報告するものとします。

ただし、審議が始まり特に専門部会の審議に入ってから、原則としては受け取らないということで、ご理解いただきたいと思います。

事務局においては、再び、今回のようなことが起こることのないよう、最低賃金審議会による意見聴取の手続きについて、これまで以上に周知徹底を図るとともに、必要に応じて丁寧な説明を行うこと。

また、専門部会が開かれている期間に、新聞報道で 4 日には公益委員が見解を示さなかったとか、10 日に結論を出す予定であるとか報道で出されています。これについては、公益としてはやりづらかったと感じております。なので、今後は、公・労・使の委員におかれては専門部会の進行中に中身について、オープンにすることは厳に謹んでいただきたいと思います。これはお願いですが、そこは強いお願いで申し上げておきたいと思います。

最後に、本件の取扱いについては、今後の指針としていただくように、議事録に残すものとし、議事録として確認する必要がありますが、そのように扱わせていただきたいと思います。

少し長くなりましたが、以上が連合草場委員からの意見についての説明等でございます。草場（義）委員、いかがでしょうか。

○ 草場（義）委員

はい。はっきりさせていただきましたので。

富田会長

特にご意見ございませんか。

（意見なし）

富田会長

それでは、この件につきましては以上とさせていただきます。

その他、事務局から何かありますでしょうか。

○ 賃金室長

今後の日程につきましては、今日から各専門部会の委員の推薦に関する公示を、先ほども言いましたけども9月8日（水）まで行いますので、よろしくお願いいいたします。その後、委員が決まりましたら、9月末から10月にかけて専門部会が開催されるように、日程調整を行いますのでよろしくお願いいいたします。

話は変わりますけれども、地方最低賃金審議会の公開についてですが、昨年から審議会に関する議事録、議事要旨等の公開ということで、一般の閲覧等の利用に供するほか、都道府県労働局のホームページに電子媒体を掲載するように、指示がなされているところでございます。本年度も同じような取り扱いをしたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

事務局からは以上です。

富田会長

それでは、本日の審議会はこれで終了させていただきます。

本日の議事録の署名は、労働者側矢ヶ部委員、使用者側淵上委員にお願いいたします。

本日は、どうも長い間お疲れ様でした。

閉会

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
